

平成21年度 第1回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：平成21年5月29日（金） 午後2時00分～午後3時40分

開催場所：市役所 南51会議室（南庁舎5階）

出席委員：近藤 光良 小島 政直 中根 大 河合 芳弘
（敬称略） 都築 繁雄 伊豆原浩二 磯部 友彦 成瀬 治興
伊藤 葉子 片木 篤 岩城登志子
稲垣 茂男（代理 篠塚 勇） 長崎 栄一
竹島 雄司（代理 土屋人士）

以上 14名

事務局出席者：山田都市整備部長

都市計画課 羽根課長、岩月主幹、近藤副主幹、島村係長、中根係長
米田係長、佐野主査、安倍主査、岡田主査
都市整備課 栗本副主幹、甲村係長

（開会時間 午後2時00分）

1 開 会

司会

議事に入るまでの間、お手元の次第に沿って会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

会議に先立ちまして、あらかじめ、皆様に2点ほどお知らせいたします。

1点目ですが、この都市計画審議会は、平成15年度より原則として公開とさせていただいてます。本日は、傍聴席の方、お見えにはなりませんけれども、本日の会議録等につきましては、今後、市政情報コーナーにおいて一般公開するとともに、豊田市のホームページにも掲載してまいりますので、何とぞご理解のほど、よろしくお願いたします。

2点目ですけれども、本日の審議会は光輪委員、河木委員、新任委員の佐藤委員が都合により欠席しております。

なお、豊田加茂建設事務所長、稲垣委員につきましては、代理として総務課主幹の篠塚様が、同じく豊田警察署長の竹島委員の代理としまして、交通課長の土屋様にご出席いただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、ただいまから平成21年度第1回豊田市都市計画審議会を開会いたします。

2 新委員委嘱状伝達

司会

初めに、委嘱状の伝達を行います。

お手元の資料の3枚目、「都市計画審議会委員名簿」をごらんください。

昨年は、審議会委員の改選の年にあたりまして、17名の方を委員に委嘱させていただきました。

今年度は、市議会、豊田市区長会、愛知県豊田加茂農林水産事務所におきまして、役職者の交代がありましたので、その5名の皆様に審議会委員の委嘱をさせていただきます。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間である1年です。

これより、本日、欠席の委員1名を除く新しい委員の皆様に、市長より委嘱状を伝達させていただきます。

(委嘱状伝達)

3 新委員自己紹介

司会

それでは、新しい委員の皆様には、委嘱させていただいた順に、簡単に自己紹介の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

近藤委員の方から、よろしくお願ひいたします。

近藤委員

こんにちは。私は、先ほど委嘱されました、今年度、産業建設常任委員会の委員長をさせていただきます近藤光良でございます。

何せこの都市計画審議会、将来の豊田市を決める上で、非常に大変な委員会だというふうに思っておりますので、一生懸命やらさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

小島委員

こんにちは。21年度の産業建設委員会副委員長を仰せつかりました小島政直と申します。

審議会は、非常に重要な役割を果たすものでございますので、しっかりとその役割を担ってまいりたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

長崎委員

こんにちは。4月1日から愛知県の豊田加茂農林水産事務所長になりました長崎栄一と申します。

前任は、愛知県の監査委員事務局というところにおりましたが、大分、勝手が違っている仕事でございますが、その前の仕事では、いろいろと豊田市さんにはご迷惑と言ひますか、お世話をかけております。

豊田市が発展していくということは、とりもなおさず愛知県全体の発展に寄与していくというふうに、そういう観点で頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

中根委員

遅れてきまして大変申しわけなく思ひますが、新任の中根 大と申します。市議会議員をさせていただきます。

きょうは、ちょっと前の会議が、議長という職責がございましたものですから、遅れてきました。終わりましたので、早々、駆けつけましたが、また、いろいろと勉強をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

4 諮問書及び付議書伝達

司会

ありがとうございました。

続きまして、市長から審議会の伊豆原会長に、諮問書及び付議書の伝達をさせていただきます。

鈴木市長

豊田市都市計画審議会会長様。

豊田市都市計画審議会への諮問について。

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

一つ、豊田都市計画 区域区分の変更について。

一つ、豊田都市計画 用途地域の変更について。

一つ、豊田都市計画 道路の変更について。これは、梅坪堤線の交差点の追加でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

もう一つ、付議書がございました。

豊田市都市計画審議会会長様。

豊田市都市計画審議会への付議について。

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、下記事項について付議します。

一つ、豊田都市計画 土地区画整理事業の決定について。

一つ、豊田都市計画 道路の変更について。これは豊田市決定案件でございます。

以上でございます。

司会

それでは、ここで市長より皆様方にごあいさつを申し上げます。

5 市長あいさつ

鈴木市長

皆さん、こんにちは。

大変ご多忙の中を、ことし第1回ということでありますけれども、都計審を開催していただきまして、大変ありがとうございます。ご参集いただいたことに、厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、先ほど、新しい委員さんということで、委嘱状をお受け取りいただきました。大変お世話になりますけれども、どうぞ、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

今回、諮問をさせていただきましたこと、これは愛知県決定分、それから、付議としてあげさせていただきました二つの案件は、豊田市決定分ですけれども、いずれのものにつきましても、大変、重要な案件でございますので、慎重なるご審議をちょうだいし、またご決定を賜ればと、そのように思っております。

なお、若干、皆様方にお伝えをしておきたいと存じまして、一言申し上げたいと思います。

平成21年度の都市計画の取り扱いの動きについて、ちょっと申し上げますと、愛知県におきまして、概ね10年に1度行われる都市計画の見直し、これが22年度の告示を目指して、今、取組が進められているというふうに伺っております。つまりは、これはちょっと報道にもあったと思いますけれども、愛知県において、現在、20の都市計画区域がございますけれども、これを6つに再編するということが大きな変化だと思っておりますが、当地につきましては、豊田市、三好、そして豊田市の中の、かつては藤岡地区があったわけですが、このところが一つになって、豊田都市計画というふうになるのではないかというふうな予定と聞いております。

これに基づいて、幾つかの、また作業が進んでいくことかと存じますけれども、折々に、またご相談をさせていただくことがあろうかと、そのように思っておりますので、またその節はよろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、大変、今、この景気は厳しい。実際経済におきましても、豊田市内においてさまざまな影響も出ておる状況もございますけれども、いずれにしましても、将来に向けてのまちづくりについては、その重要性は変わらない。財政的な問題は一方で抱えながらも、将来に向けてのまちづくりについては、できるだけぶれることなく、その取組のスケジュール等の変更が一部あるにしても、取組を進めていくべきだという考えで、豊田市政としては進めさせていただいております。その中で、今年度から取組を始めました都市内分権、市内の各地区ごとに、地域自治区が条例上設置されておりますけれども、そこにおきます地域自治の仕組みでございます。今年度から正式に予算も提案をしていただきまして、去る3月市議会では、その予算もご議決いただいておりますので、具体の事業に入っているわけですが、こうした取組をさらに拡大、充実させていくことでございます。

それから、もう一つは、環境モデル都市でございます。これは昨年、中心市街地活性化計画については、内閣府から認定をいただきましたけれども、この中にも、その環境に配慮した市街地形成、中身としてはさまざまな取組がございまして、それも含めて、この環境モデル都市のアクションプランの中に書き込みがされてございまして、これも今年の1月、内閣総理大臣から認定をされました。

こうした取組は、21世紀に向けての豊田市の取組の基盤というふうに位置づけてございまして、そうしたことで、また都市計画上、かわりのある事柄もあろうかと思っております。今後の問題ですけれども、その点につきましても、ぜひ、さまざまなご審議、ご協議をいただく中で、また示唆に富んだご意見をちょうだいできればと、そのようなことも感じておりますので、格別よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

また、今年度、委員の皆様方には具体の都市計画の決定をいただくべき案件がございますので、それぞれにつきましても、引き続いてのご審議をいただきますことをお願いさせていただきます。ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

市長は他の公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料ですが、上から順に、クリップどめで「次第」、「席次表」、「委員名簿」、A4横書きですが「平成21年度都市計画審議会開催案件予定表」、そして新しい委員様には、これに加えて、「豊田市都市計画マスタープラン概要版」、「豊田市緑の基本計画」、「豊田市景観計画のあらまし」、黄色い封筒入りの「豊田市都市計画総括図」をおつけしております。

委員の皆様方には、これらの資料、事前に送付させていただいております議案書につきまして、不備な点や、ご持参されていない方がございましたら、事務局までお申し出ください。

次に、審議会の成立要件の報告をさせていただきます。

本日は、17名の委員のうち、現在14名の委員の方にご出席いただいております、過半数を超えております。

したがって、規定により、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事の進行を会長にお願いいたします。

伊豆原会長、よろしくお願いいたします。

6 会議録署名者の指名

伊豆原会長

それでは、議事に入りたいと思います。

会長を務めさせていただいてます伊豆原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして、5の会議録署名者の指名に入りたいと思います。

指名の順序につきましては、昨年の審議会で申し合わせがございまして、あいうえお順ということになっておりますので、お二人にお願いしたいと思います。

今回は、市民代表の「岩城登志子委員」と、市議会議員の「小島政直委員」のお二人にお願いしたいと思います。

後ほど、議事録を持ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

7 議 事

議題1 豊田都市計画 区域区分の変更について

議題2 豊田都市計画 用途地域の変更について

議題3 豊田都市計画 土地区画整理事業の決定について

議題4 豊田都市計画 道路の変更について

1 八橋駅前線（一部線形の変更）

○伊豆原会長

それでは、これから議案の審議に入りたいと思いますが、今回の次第に書いてありますように、議案、全部で4つございますが、そのうち、第1号、それから第2号、第3号、第4号の1につきましては、花園地区の区画整理に関連することございまして、一括して説明をさせていただいて、審議に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、第1号議案「豊田都市計画 区域区分の変更について」、第2号議案「豊田都市計画 用途地域の変更について」、第3号議案「豊田都市計画 土地区画整理事業の決定について」、第4号議案の「豊田都市計画 道路の変更について」の1ですが、八橋駅前線（一部線形の変更）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

私、都市計画課の中根といいます。よろしく申し上げます。

本日、ご審議いただきます議案は、説明にありましたように、第1号議案から第4号議案まででございます。

このうち、第1号議案から第4号議案の1、八橋駅前線まで、「花園地区の土地区画整理事業」に関連する議案ということで、一括して説明させていただきます。よろしく申し上げます。

こちらが、本日、ご審議いただく議案を位置で示したものであります。

私からは、花園地区に関する第1号議案から第4号議案の1までをご説明させていただきます。

初めに、花園地区の概要を説明させていただきます。

花園地区は、豊田市の中心市街地から南西約1.1キロメートル、知立市との市境に位置しております。名鉄三河線の三河八橋駅を中心に、地区北側には都市計画道路伊勢湾岸道路が開通していることから、広域的な生活利便性の高い地区と言えます。

平成20年3月に公表いたしました「豊田市都市計画マスタープラン」では、集約型の都市づくりを担う地区として、この三河八橋駅周辺を「居住誘導拠点」に位置づけ、今後の人口増加に向けて、土地区画整理事業による市街地整備を図ることとしております。

こちらが、花園地区の現況写真となります。

地区周辺では、現在、都市計画道路の伊勢海岸道路ですね、あと、名古屋岡崎線の整備に伴い、名鉄三河線の鉄道高架事業を進めております。

また、三河八橋駅の駅前通りとしまして、都市計画道路の八橋駅前線、あと、知立市を結ぶ地区幹線道路として、都市計画道路の花園八橋線を既に都市計画決定しております。

こうした基盤整備等の計画を踏まえまして、駅周辺の一体的な市街地整備を行うことにより、自動車と公共交通が連携する交通体系の構築や、田園を中心とした豊かな自然環境と調和する市街地環境の創出のため、土地区画整理事業を行ってまいります。

こちらの図は、平成20年3月に公表いたしました「豊田市都市計画マスタープラン」

における土地利用構想図となります。

豊田市駅を中心とする都心、トヨタ町周辺地区を産業技術核、主要な鉄道駅や支所周辺を都市拠点に位置づけまして、それらをネットワークすることにより形成された多核ネットワーク型都市構造の実現を目指しています。

花園地区におきましては、居住誘導拠点としまして、三河八橋駅を中心に土地区画整理事業による計画的な市街地整備を進め、居住機能の向上を図ることとしております。

こちらは、豊田市都市計画マスタープランにおける地域別構想として、花園地区が該当しております南部地域の整備方針を示したものとなります。

居住誘導拠点である三河八橋駅周辺では、本日、ご審議いただく土地区画整理事業による市街地整備のほか、駅前広場の整備、名鉄三河線の高架・複線化が、整備方針として位置づけられております。

次に、この花園地区におきまして、土地区画整理事業を行うことが決まるまでの経緯について、ご説明させていただきます。

まず、平成5年に「花園町まちづくり協議会」が発足されました。「良好な市街地の形成」を目的とした活動が、地域においても始められてきました。

平成12年度になりますと、三河八橋駅へのアクセス道路として、「都市計画道路 八橋駅前線」が都市計画決定されております。

その後、まちづくり協議会の中で、「まちづくり構想」がまとまりまして、市街地整備に対する熟度が高まったことから、平成15年度に「花園土地区画整理事業準備会」が発足されております。

それ以降、平成16年度から17年度にかけて、土地区画整理事業に関連する説明会を開催し、平成18年度、19年度にわたりまして、区画整理事業準備会による地権者への理解活動が進められてきました。

そして、平成20年度に入りまして、地権者の事業に対する賛同の意向が得られたことを受けまして、都市計画の説明会を行い、都市計画決定に向けた手続を進めてきております。

それでは、ここからは、議案ごとの説明をさせていただきます。

まず、第1号議案の「豊田都市計画 区域区分の変更」につきまして、説明をさせていただきます。

この案件につきましては、愛知県決定となります。

区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図ることを目的に、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるものであります。

赤い外枠は、後ほど説明します土地区画整理事業の区域となりますが、区域区分の変更としましては、画面赤色の斜線部ですね、こちらになります。こちらで示しております、現在、市街化調整区域、約1.9ヘクタールを、土地区画整理事業に伴いまして市街化区域に編入いたします。

市街化区域への編入は、土地区画整理事業を進めるために必要な都市計画の手続であり、計画的な市街地整備が行われることが確実な区域を市街化区域に変更していきます。

こちらが計画書であります。

お配りしてあります議案書の2ページとなります。

今回、市街化区域へ編入する面積は約 1.9ヘクタールとなりますが、計画書上は整数で記載するため、上段の表におけます増減数値は2ヘクタールということになります。

今回、市街化区域に2ヘクタールを編入することにより、変更後の市街化区域の面積は4,962ヘクタールとなります。

一方、市街化調整区域の面積は、その2ヘクタール減ることによりまして、24,049ヘクタールとなります。都市計画区域全体につきましては、29,011ヘクタールと、変更はございません。

続きまして、第2号議案、「用途地域の変更」について、説明をさせていただきます。この案件につきましても、愛知県決定案件でございます。

この用途地域につきましては、建築物の用途や形態などに関する規制、誘導を行うために、エリアごとに建物用途や、敷地における建ぺい率、容積率を定めるものであります。

用途地域を指定する区域につきましては、土地区画整理事業に伴いまして、今回、市街化区域に編入する約1.9ヘクタールとなります。

こちらの区域は、第1種低層住居専用地域に指定しております。

この周辺の市街化区域は、既に第1種低層住居専用地域に指定されております。その第1種低層住居専用地域とは、12種類あります用途地域のうち、最も低層の住宅を規制・誘導していく用途地域であります。

なお、今回の用途地域指定は、今後、土地の改変を最小限に抑え、土地区画整理事業を円滑に行うために、暫定的な用途地域としまして、建ぺい率を30%、容積率を50%で指定を行います。

なお、区画整理事業の仮換地指定後になりましたら、将来の土地利用計画を踏まえまして新たな用途地域を指定する予定であります。

こちらが、用途地域の指定状況を一覧で表示した表となります。

議案書の6ページにも同じ表がございますので、ご参照ください。

今回、土地区画整理事業に伴いまして、約1.9ヘクタールを市街化区域に編入することにより、第1種低層住居専用地域、一番上段にあります第1種低層住居専用地域の面積が増加します。

今回、変更を行う第1種低層住居専用地域の部分を抜き出しております。

先ほど議案1で説明をいたしました区域区分の変更と同様に、新たに用途地域を指定する面積は約1.9ヘクタールであります。計画書上は、同様に整数で記載するために、増減数値を2ヘクタールとしまして、全体では、その2ヘクタールが増加しまして、現在約1,100ヘクタールから1,102ヘクタールの変更になります。

続きまして、第3号議案「土地区画整理事業の決定」について、ご説明させていただきます。

この案件につきましては、豊田市決定案件でございます。

土地区画整理事業とは、一定の施行区域を対象に、その整備水準を高めながら、公共施設の整備、宅地の利用増進を一体的、総合的に行う面的整備事業であります。

今回の花園地区におけます土地区画整理事業の区域としましては、画面の赤い線で囲まれた区域ですね、面積が約22.4ヘクタールの区域となります。

区域設定の考え方としましては、道路や水路といった地形・地物を基本としまして、事

業性などを考慮して設定をしております。

今回、ご審議いただきます内容としましては、赤い線でお示ししております区画整理事業の区域となります。

こちらが計画書となります。

議案書の11ページにも、同様に記載をしております。

その内容につきましては、名称は「豊田花園土地区画整理事業」、面積につきましては約22.4ヘクタール。あと、公共施設の配置といたしまして、八橋駅前線などの道路、公園及び緑地などを計画し、宅地整備を行っていきます。

また、その理由につきましては、集約型の都市づくりを担う地区としまして、今後の人口増加に向けて、計画的な市街地を行うために、都市計画決定を行います。

土地区画整理事業の概要について、ご説明をいたします。

豊田花園土地区画整理事業に伴う将来の計画人口は、約1,600人を想定しております。

事業スケジュールですが、平成22年度に事業認可を受けた後、豊田市が施行者となりまして、平成22年から31年度までを施行期間と、予定をしております。

続きまして、第4号議案「豊田都市計画道路の変更」の1、「八橋駅前線」の変更について、説明をさせていただきます。

なお、この案件につきましては、豊田市決定案件でございます。

八橋駅前線は、画面オレンジ色で示している位置に、平成12年度に都市計画決定がされておりました。

今回、土地区画整理事業に伴いまして、既に決定されている八橋駅前線の線形と、駅前広場の区域を変更するものであります。

こちらが、八橋駅前線の計画図となります。

変更前の道路計画線を青色、変更後の道路計画線を赤色で表示しております。

変更の理由としましては、その外側にあります土地区画整理事業の施行に伴いまして、八橋駅前線沿道の有効な土地利用と、良好な街区形状を可能とするために、道路線形を変更いたします。

この道路線形の変更に伴いまして、駅前広場に接続する道路の位置及び駅前広場の区域についても、変更を行います。

こちらが計画書となります。議案書の16ページに掲載しております。

変更の内容につきましては、八橋駅前線の変更延長が約310メートル、駅前広場につきましては、区域が変わることから、平成12年度に計画決定していた面積、約2,000平方メートルを約2,400平方メートルに変更いたします。

駅前の顔づくりとして、沿道街区の有効な土地利用が図れるよう、道路線形を変更いたします。

その変更に伴いまして、同様な駅前広場の機能を確保するため、区域についても変更を行ってまいります。

こちらの図面が、変更後の道路をイメージする平面図となります。標準幅員につきましては18メートル、車道が2車線でありまして、歩道や植栽帯が整備される予定であります。

こちらが、標準部の横断図になります。

今回は、幅員につきましては変更項目ではございませんが、道路をイメージする参考図となります。

車道部分が2車線で9メートル、歩道が片側4.5メートルが両側に設置されまして、合わせて18メートルの標準の横断となります。

以上、今回の議案を、花園地区の都市計画決定案件につきましては、平成20年10月28日に地元の住民の方々へ説明会を行っておりまして、計画内容につきまして、周知の方をさせていただいております。

また、都市計画の案の縦覧についても、行っております。

都市計画法に基づく案の縦覧を、平成21年4月7日から21日まで、都市計画課の窓口で行っております。縦覧者につきましては、土地区画整理事業の決定と都市計画道路変更に関しまして、それぞれ2名の方が縦覧されておりますが、意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の予定について、ご説明させていただきます。

愛知県決定案件となります議案1の「区域区分の変更」と、議案2の「用途地域の変更」につきましては、本日の審議結果をもとに、7月10日に開催予定の愛知県都市計画審議会の審議を得まして、告示の運びとなります。

また、豊田市決定案件となります議案3の「土地区画整理事業の決定」と、議案4の「都市計画道路の変更」につきましては、本日の審議結果をもとに、愛知県の同意を得まして告示の運びとなります。

告示の時期につきましては、議案の1から3までは、本年の12月ごろ、議案4につきましては、7月末の告示予定でございます。

以上で、第1号議案「区域区分の変更」、第2号議案「用途地域の変更」、第3号議案「土地区画整理事業の決定」、第4号議案の1「豊田都市計画道路変更の八橋駅前線」の説明について、終わらせていただきます。

伊豆原会長

ありがとうございました。

内容が多岐にわたっておりますが、この4号議案の第1までということで、ご説明いただきました。

これについて、何かご質問、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

成瀬委員

第3号議案の豊田都市計画の土地区画整理事業の決定についてで、22.4ヘクタールに1,600人という形で、将来をうかがいましたが、現在はどのくらいでしょうか。

事務局

現在、区域の中には、約1,000人みえまして、土地区画整理事業後、宅地供給を

図って約600人を新たに増やすという予定になっております。

伊豆原会長

よろしいですか。
どうぞ。

片木委員

私も土地区画整理事業について質問させていただきます。土地区画整理事業施行区域が、赤線で描かれているのに対し、用途地域が、黄色と緑色の面で塗分けられていますが、土地区画整理事業に伴って、用途地域の変更はなされたのでしょうか。

特に、赤線から出ている黄色の部分ですが、そこはどのようなふうにお考えになっているのでしょうか。

伊豆原会長

よろしいでしょうか。事務局でお願いします。

事務局

基本的に、当初の計画ですね、この用途地域の決め方というのは、鉄道を中心にして決められております。

鉄道の駅周辺については、ちょっと第一種住居地域を幅広にとっておるということでございまして、区画整理は、今、委員おっしゃったように、この22.4ヘクタール、この市街化区域内の未利用地を中心に区域設定をしたということもありまして、こういう形になっております。将来的に、ここの区画整理の計画に合わせて、このあたりの用途も、将来的には見直していこうと思っておりますが、今、具体的にじゃあここをどのようなふうに見直していくかということころまでは、まだ調査内容が詰まってないということころでございます。

片木委員

微妙にずれておりますが、どういう経緯で、どういう理由でずれているのでしょうか。むしろ、用途地域が非常に機械的に決められていて、土地区画整理でその現状に合わせて線引きをしたら、微妙にずれてしまったというふうに理解できるのですが。

事務局

区画整理担当の都市整備課が来ておりますので。

伊豆原会長

よろしく申し上げます。

事務局

都市整備課の栗本でございます。

区画整理の区域の決め方なのですが、必ずしも現在の用途地域界を設定するわけではないです。

区画整理区域についての決め方としては、いろんな要因があるんですが、第一次的には、現在の公共用地率が極めて低い地区を区域とします。要するに、市街化区域として公共用地が充足しているところは区画整理には、入れません。充足してない区域がどれくらいあるかということを観点に、区域設定をしておりますので、必ずしもこの用途地域と一致するというわけではありません。

要するに、赤いところから出ている黄色の部分については、もう既に、ある程度、市道等が整備されておまして、わざわざ区画整理で地区の再編をして、市街地形成を図るべきではないと、こういうことでございます。

片木委員

それに絡んで、土地区画整理事業を示す赤線が、川のところで微妙な半円形をなして区切れてます。これは、地形の関係なんでしょうか。

事務局

実は、でべそ状に出ている部分が、知立地になっております。

基本的に、逢妻男川のセンターが、豊田と知立との行政区域界なのですが、この部分だけ知立地が出ております。

実は、出ているところの赤い線の上に、今現在、4軒の方が家を構えて住んでみえます。

当都市計画決定の中では、赤いエリアで区画整理事業をさせてもらうのですが、今のでべその白いところについては、知立側で都市計画決定を打っていただいて、一括して区画整理事業を施行していこうというふうに考えております。

片木委員

設計図案を見ると、この部分が公園になっているように読めますが、それで良いのですね。

事務局

これですね。豊田地と知立地を含めて都市計画決定をしたときに、区画整理で公園予定地にしようという、設計になっております。

伊豆原会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

磯部委員

区画整理事業ですから、これは市施行でやるわけですね。市施行なんだけども、組合じゃないわけですね。だから、市施行なので、一部、知立市の土地もやるという、そういう

解釈ですね。

あと、何が言いたかったかというと、当然、事務とかいろんなことをやるときに、一つの組合の中でやっていくわけですから、その辺、うまくいくのかなと思って心配したんですけれども。その辺、何か調整されるんですか。

事務局

あくまで区画整理としては、他の行政区域が中に入っているだけです。そこに張りついている土地については、行政区域が違うからといって、調整がいるということは全くございません。行政区域をまたいでも何ら支障なく区画整理ができるということでございます。

磯部委員

ありがとうございます。

伊豆原会長

よろしいですか。

いかがでしょう。はい、どうぞ。

片木委員

3号と4号議案の1に絡んで、この設計図案を見ますと、駅西側に同じく都市計画道路で駅前広場ができることになっています。今回提示されているのは、駅東側の都市計画道路と駅前広場ですが、将来的には、駅西側とはどうなるのでしょうか。

事務局

東側については、今回の案件で都市計画決定をさせていただくべき路線になってございますが、西側については、停車の機能は考えておりますが、都市計画決定を行う駅前広場ではございません。

片木委員

わかりました。

伊豆原会長

一つ関連して、今のところは、この八橋は高架になるのですね。

事務局

そうです。

伊豆原会長

それは、ちょっとご説明いただかないと分かりにくいと思います。多分、下は駅前広場とこう一体化になるのですね。

事務局

そうです。実は、ここに名鉄三河線が走っておりまして、三河八橋駅があると。ここに、第二東名、都市計画道路名でいくと伊勢湾岸道路が右左に、東西に走っておりまして、その下に県道の名古屋岡崎線という道路が走っております。

岡崎の方でいくと、岡崎大橋からずっと来る道路になります。

この花園のまちづくりについては、ここの第二東名ですね、第二東名が一番上、それから、当初は名古屋岡崎があって、名鉄の予定だったんですけども、それを名古屋岡崎を平面にして、この名鉄三河線を高架で上げるというふうに設計変更していただきました。これは愛知県の方に英断していただきまして、そういう変更をさせていただきました。

それに基づいて、この名鉄三河線については、高架での事業が現在進んでおりまして、21年度12月、年内には仮線からこの高架の線路に移るという予定になっております。

伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

磯部委員

鉄道高架なんですけれども、普通、鉄道高架やるときに、実は、先に区画整理をやって、仮線の土地を用意して、減歩か何かで、それをつくってやるということが多いんですけども、ここはもう進んでいるわけですね。

要するに、仮線の土地は、どうやって出されたんですか。

事務局

この名古屋岡崎線を、平成21年度までに開通させようという、そういう大命題が当時ございまして、この区画整理事業がちょっと、1拍、2拍おくれたものですから、待っておれなくて、実は、この鉄道の高架事業については、仮線の用地は街路事業、単独の事業で先に用地を買わせていただいております。

それでやっております。

磯部委員

それが区画整理事業の、公共用地を先にお買収されているので、減歩でかかるかと、このような。いろいろと区画整理にプラスになるような形になるわけですね。

はい、わかりました。

伊豆原会長

よろしいですか。

はい、どうぞ。

成瀬委員

豊田は緑の町として非常に有名で、先ほども市長さんがおっしゃったんです、環境は非

常に大切にしていこうというようなお話があったんですけれども、やはりこの、今は農地、田畑がございますね。というような土地ですが、それが住居地域、第1種、第2種低層住居専用地区ですか、そういうふうにかわったときに、そういう、どちらかというところと緑地に近いところにそういうものが入ることによって、やはり、少し環境としてはちょっと悪くなるというふうに思われるんですけれども、それをどういうふう処理されていく。豊田市として、どのような形で今の緑化というか、そういうものをされていくかということとは。

事務局

区画整理をやる場合には、公園と緑地合わせて区域面積の5%以上の面積確保が必要です。

当地区につきましても、これは公共団体施行ですから、県知事の認可になるんですが、今現在、県との調整の中では、基本的には5%以上の緑地を、公園とそれ以外の緑地で確保しようということで減歩をさせていただきます。

成瀬委員

どうもすみません。ありがとうございます。本当はもう少しお聞きしたいんですが。

やはりそういう決定というか、あれば致し方ないですから。なるべくそういうことをお考えになって、少し区画整理をうまくやってほしいと思います。

事務局

この花園の区画整理事業とはちょっと別なんですけれども、この第2東名の事業にあわせまして、ここでは絵がありませんが、この上に若園緑地という緑地を、道路沿いにずっと緑地をとらせていただいた。これちょっと薄くてわかりませんが、北側にこれがずっと、学校まで緑地をかなり大胆に、作った計画をしておりますので。

ここでは5%ですけれども、こういうところでちょっと工夫をさせていただいているということです。

伊豆原会長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

片木委員

4号議案の1に絡んで、八橋駅前線の断面図と横断面についての質問です。この道路では、基本的には、車道片側1車線で右折か左折のレーンが交差点につくられる、そう理解して良いのですね。

1.5メートルの植栽帯、3メートルの歩道があって、片側1車線の車道となります。これは道路構造令等に基づいていると思いますが、どの程度の交通量に基づいて、片側1車線で大丈夫とお考えなのか。

それから、歩道の幅が、3メートルありますが、駅前広場の機能から言うと、自転車道

の用意は、要らないのでしょうか。交通量の算定と、この横断面での考え方についてお聞かせください。

事務局

ここの、2車線の一般的な道路なものですから、設計基準交通量というのは、大体1万2,000台なんですね。それに7掛けだとか8掛けぐらいで2車線の交通量を考えております。

実は、今の駅前の道路が、駅へのアクセス道路になっておりまして、あそこが大体、今現在、日交通量6,500台ぐらいが走っておりますので、ほぼそれと同等程度のものを想定して、この2車線で十分だというふうに考えております。それが交通量の話でございます。

自転車道。これは当時、説明会をやったときに使った資料でございます。ただ、先ほど、環境に配慮したような、例えば区画整理だとか、今の時代にマッチしたような区画整理をやるうとしてたときに、本当にこれでいいかどうかという話は、やっぱり今後、検討してしかるべきだと思っております。こういうふうに都市計画決定するものだから、これに断面がとられるものではないと思っております。都市計画決定は全幅でやりますので、18メートルという幅の中で、今の時代、自転車と歩行者の分離を図らなければいけないだとか、いろんな要請が出てきておりますので、そこら辺は、この18メートルの中でいろいろ工夫していくんだと考えております。

伊豆原会長

片木先生、よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

近藤委員

2点ほどお聞きしたいんですけども、まず、今回、市街化区域に編入するところですけども、これ、田んぼで、多分、低いところだと思うんですけども、ここを第1種として、重点として指定してきて、水害だとかそういうのは大丈夫なのかなという旨が1点目。

それから、もう一つ、暫定的にその30/50という容積率、建ぺい率を使うということなんですが、今、私の方の地域でも30/50ではとても、二世帯住宅だとか、そういうのを考えると非常に難しくなってくるというような話がありまして、それを50/80にかえていただいているわけですね。

暫定的というお話でしたんですけども、これを50/80にするなら、初めからなぜ50/80で決めていかないのかなということ、ここら辺の理由をちょっと教えてください。

事務局

一つは水害の話でございますが、委員おっしゃるように、ここは低地でございます、現地を見てもですね。区画整理の事業の中では、当然、この区域での水の調整池等、この事

業の中で確保しているところと、それからこのところにつきましては、基本的には、こういう周りの土地と高さをあわせて、盛って、水がかからないようにしていきます。

その盛った分、どうするんだという話は、公園の下だとか、そういうところに調整池を、この計画ではつくる予定をしておりますので、そこで十分、そういう水を処理するというのが基本的な考え方でございます。

2点目の30/50の話でございますけれども、30/50につきましては、基本的にこういう市街化区域に編入するところについては、まず最初に、建物をなるべく建たなくするために、30/50という一番厳しい用途指定をするというのが、都市計画上の基本でございます。区画整理事業が終わって、整備がされて使用。仮換地のときに用途地域を50/80なり、周りの状況を見ながら、あわせていくということが基本的な考え方になります。

だから、編入と用途の指定のときは、一番厳しいものでまずやっておいて、仮換地指定のときに、周りが50/80ですので、この50/80になるとは思いますが、そういう地域に、再度、変更していくということでございます。

近藤委員

これ、市施行だから、仮換地の時点でも50/80にしといても、区画割りだとか、そういうのは、市施行の方でやるわけですから、直接50/80でもいいような気もするんですけども、そこら辺、いかがでしょうか。

事務局

30/50で打たせていただく最大の理由というのは、これで区画整理の区域が決まると、用途地域も決められてしまいますと、すぐに建築行為ができるようになります。

区画整理の事業開始は、早くても平成22年度を考えておまして、恐らく平成22年に区画整理がスタートしても、実際に仮換地指定ができるまで、恐らく2年かかると思います。現場が動き出すのが、恐らく平成25年くらいになるんですね。やはり、区画整理側といたしましては、25年以前に新しく編入したところに家を建てられてしまいますと、またその方に移転を要してしまうということも考えられます。

そういったことを最小限に抑えるために、一番きつい用途地域とし、区画整理による仮換地が使えるまでは規制をかけさせていただいて、新しい土地が使える段階で緩和させていただくということで、規制をかけさせていただきます。

伊豆原会長

よろしいでしょうか。

今のお話は、基本的には、高い用途、建ぺい率と容積率をしていきますと、市街化区域に今回編入するというところをした途端に、そこで建てるのが、まずは可能になります。

ですから、逆に、この地域用途で売買が難しく、また家が建たないようにしておいて、建つ状態になって初めて緩和するというわけですね。

よろしいですか。はい、どうぞ。

磯部委員

都市整備のところの区画整理の説明のところの(1)の決定という、決定の内容の資格は、一番下のところに宅地の整理というのがございますけれども、ここで、一番最後に、宅地が道路面よりも高く整備をするというのがあるんですね。それが、どの辺ぐらいまでのことをおっしゃるのかなというのが気になりまして。

実は、バリアフリーの立場から言いますと、あまり高くしますと、後々大変なことになっているという町が結構ありまして、ある程度の、たくさん、限りにしておかないと、後が大変なことになるかなと。

そのためには、地区計画なり、そういうのをあわせてやっておいた方がいいのかなと思いましたが、これ、どういうぐらいの意味合いで、高くというのは書かれたのかなと思いがちです。

事務局

区画整理事業では、公共施設をつくるとともに、宅地の方も造成してまいります。宅地の造成の仕方といたしましては、その宅地に接している道路よりも高くしないと、雨水が入ってきたり、衛生上の問題がありますので、基本的には、道路以上に上げていくというのが、区画整理をする場合の造成の基本となります。

今後、事業を進める中で、地権者の皆様方と話をさせていただき、フラットにするのか、30センチ上げるのかというのは、今後、検討していきたいと考えております。

磯部委員

分かりました。よろしく申し上げます。

伊豆原会長

ほかにいかがでしょうか。

一つだけ私から。今、磯部先生から、地区計画の話が出たんですが、市施行ということを見ると、できればこういうところというのは、地区計画を同時に考えて、土地利用と言いますか、先ほど、成瀬先生もおっしゃったんですが、やはり緑を確保するような、また居住環境をうまく確保して、駅との一体感もつくり出すなど大変難しいところなんですけれども考えられるのではないのでしょうか。

そういうお考えは、今回はとられなかったわけですが、これはやっぱり、地元と何か合意ができなかったわけでしょうか。

事務局

基本的に、地区計画も区画整理事業とあわせて仮換地のときに指定するというふうに、豊田市は、方針を決めておりますので、これから地権者の皆さん方と、その内容について協議して決めていきたいと思っております。

伊豆原会長

ありがとうございます。ぜひ、よろしく申し上げます。

ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

成瀬委員

老婆心ですけれども、どこの土を持ってこられるおつもりなんでしょうか。

どこのと言うか、この土地のということが望ましいと思いますけれども。

伊豆原会長

何か、お答えできる範囲で結構ですが。

事務局

現在、区画整理の設計中であり、来年度、事業認可をとっていく予定ですが、この設計で、土量計算をしていきます。先ほど話に出た造成高によっても、土量に影響してまいります。原則としては、切土と盛土で地区内融通を考えています。

成瀬委員

そうですね。調整池を掘られるときに、その土を持ってくるとかね。そういうことが望ましいと思います。

事務局

なるべく地区内での処理を考えます。

成瀬委員

そうですね。お願いします。

伊豆原会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。この花園地区の、先ほど、鉄道高架事業が、もう既に始まっておりますので、かなり早めに手を打たないといけない地区だろうと思います。

何か、ご指導でも結構でございます。ご質問だけじゃなくて、こういうことをしておいた方がいいよとか、何かありましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。ご意見も尽きたというふうに思います。

この案件につきまして、一括して、原案について採決させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、先ほどからありました第1号議案「豊田都市計画 区域区分の変更について」、第2号議案「豊田都市計画 用途地域の変更について」、第3号議案「豊田都市計画 土地区画整理事業の決定について」、第4号議案の1「八橋駅前線の一部線形の変更について」、原案どおり承認することにご賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

全員の挙手によりまして、原案どおり承認することに決定いたします。

議題 4 豊田都市計画 道路の変更について

2 豊田岡崎線 (新規決定)

3 梅坪堤線 (交差点の追加)

伊豆原会長

続きまして、残りの 4 号議案でございます。4 号議案の 2 「豊田都市計画 道路の変更について」の「豊田岡崎線」と、それから 3 の「梅坪堤線」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

ご説明の担当を交代させていただきます。私、都市計画課の米田といたします。よろしくお願いたします。

4 号議案、都市計画道路の変更、2 豊田岡崎線及び 3 梅坪堤線のご説明をさせていただきます。

第 4 号議案「豊田都市計画 道路の変更について」ということで、豊田岡崎線、こちらが新規の路線となりまして、豊田市の決定案件でございます。梅坪堤線については、変更案件で、愛知県の決定案件となります。

こちらは位置図となります。

伊勢湾岸自動車道の豊田東インターのすぐ東隣、豊田岡崎線、梅坪堤線、ともにこの位置でございます。

議案書の 16 ページに記載のものと同じであります。都市計画変更の主な内容ということで、まず豊田市決定の豊田岡崎線については、変更区間が渡刈町地内の岡崎市との境から梅坪堤線との交差部まで、延長が約 310 メートルとなっております。幅員は 14 から 18 メートルで、2 車線でございます。

次に、愛知県決定の梅坪堤線でございますが、同じく変更区間は、渡刈町地内です。延長については、交差点の追加 1 箇所となっております。

続きまして、都市計画変更の理由でございますが、2 点ほど大きくございまして、1 つ目が、主要な幹線道路である国道 248 号を補完するという、重要な路線としての位置づけでございます。

もう 1 点が、西三河の都市が連携して、健全に発展するための道路網の構築ということでございます。

続きまして、今の変更理由をもう少し詳しくご説明させていただきたいと思っております。

議案書の 21 ページに総括図を載せさせていただいております。

まず、豊田市から岡崎市に抜ける、西三河地域における南北方向の主要な幹線道路という位置づけで、国道 248 号が走っております。矢作川部分は、葵大橋で渡る形となって

おります。

オレンジで示させていただいたこれが、梅坪堤線になっております。中心市街地方面から248号とほぼ並行して走っておりまして、ここ、矢作川のあたりまでは、交通容量を補完するという位置づけになっております。

ところが、ここから西の方向に回ってしまいまして、矢作川を渡ろうとすると、どうしてもここで248号に入って、248号を走ってきた車と同じく、葵大橋を渡るしかないということで、交通が集中するという状態で、通勤時には非常に渋滞するという問題がございます。

矢作川の上流部に、水源橋、山室橋といった橋があるのと、あと、下流側には、天神橋という橋がございますが、どうしてもこれらの位置からは少し離れているものですから、ここに集中してしまうというところなんです。

それで、今回の路線ですけれども、梅坪堤線の交差点から豊田岡崎線を、岡崎側に渡って、248号とほぼ並行する形で、橋を渡った状態での交通容量の補完ということで、その路線の計画をさせていただきました。

なお、次に、この辺りの渋滞状況の写真をお示しさせていただきますが、これについては、ちょうどこの寿恵野小という小学校がございまして、この辺りから矢作川の方を見た写真です。

こちらが、朝の通勤時の渋滞状況になります。高架が見えているのが、伊勢湾岸自動車道でして、岡崎側を見ております。渋滞がずっとつながっておりまして、この写真を見る限りでは、かなり渋滞がつながっているように見えます。

路線の概要でございますが、梅坪堤線に新しく交差点を一つ設けまして、豊田岡崎線に関しましては、交差点を起点にして、矢作川を横断する形で、豊田市と岡崎市の市境までの約310メートルの路線となっております。

なお、岡崎市に渡りますと、さくら台ですとか、北斗台といった住宅地がございまして、248号とほぼ並行する形で、交通量を補完するという路線となっております。

こちらが、議案書の22ページに載せてあるのと同じですが、梅坪堤線につきましては、直線部分からカーブにかかるちょっと手前ぐらいのところで、交差点の新設となります。豊田岡崎線に関しましては、緩やかなカーブを描く形となっております。

こちらが、交差点を詳細に拡大したものです。豊田岡崎線は、北進方向はTタッチになりまして、左折と右折レーンがあります。それから、梅坪堤線については、新たに交差点ができるということで、東方向に向かう車については、右折レーンを新たに設置する形になっております。

こちらが豊田岡崎線の橋梁部の標準断面図になります。車線は、3メートルが2車線の6メートルありまして、左右に3メートル+3メートルの歩道を設けております。総幅員は14メートルとなっております。

こちらが梅坪堤線の方の交差点部の断面図になっております。右折レーンを含めて車道3車線で9メートル、左右に2.5メートルずつの歩道を設けまして、総幅員で16メートルとさせていただいております。

続きまして、2路線の縦覧の状況ですけれども、先ほどのご説明と同じですが、4月7日から21日まで、豊田市の都市計画課において縦覧をさせていただきました。縦覧された

方は、2路線については2名ございまして、意見書は、ありませんでした。

最後に、スケジュールの確認ですが、2路線とも地元説明会を昨年8月5日及び9月1日の2回行っております。その後、先ほど申し上げた縦覧がありまして、今日の豊田市都市計画審議会でございます。

豊田市決定案件の豊田岡崎線につきましては、そのまま都市計画決定の告示を迎えることとなります。愛知県決定の梅坪堤線については、7月10日に予定されていますが愛知県都市計画審議会を経まして、都市計画決定告示ということで、その予定日が7月末予定ということになっております。

以上で終わります。

伊豆原会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、何か、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

近藤委員

すみません。岡崎市の方も同じように進んでいますか。

伊豆原会長

はい、どうぞ。

事務局

岡崎が、この6月2日に都市計画審議会をやっていただくということで、岡崎の方とは話ができておりまして、同じスケジュールで県の都計審にかけて告示も、同じ日付でやるという話になっております。

伊豆原会長

よろしいですか。

はい、どうぞ。

片木委員

道路について、教えてもらいたいんですが。

こういうふうに迂回路をつくっても、結局のところ、この道が天神橋のところ合流してしまうので、渋滞箇所が違ってくるというだけじゃないですか。その箇所が、岡崎市側にあって、豊田市側は関係ないという話ですか。

伊豆原会長

はい、事務局、どうぞ。

事務局

この図は、ちょっと薄くて見えないんですけども、実は、岡崎の方の都市計画道路、平戸橋岡崎線という名称なんです、それがずっと、この248号に並行して走っているんですね。

ここに1本道路ありますが、ここで合流するんで、これは県道です。県道なんです、ここから1本、この東名を越えたところで、南の方からずっと走ってきますと、東名を越えたところで、今はT字交差になっておりますが、これが先へずっと伸びてくる計画の都市計画道路がございます。現在は、これなんです、将来的には、248号と並行して、ずっと岡崎の町の中までつながる計画になっております。

片木委員
理解しました。

伊豆原会長
ほかに、いかがですか。はい、どうぞ。

都築委員

同じ質問になるんですけども、今回の道路の処理の仕方、豊田市に入ってT字で処理をしている。逆に言いますと、天神橋も248号が、T字じゃないんですけども、ほとんどT字で南北に行くという、それが大きな渋滞の原因になっておるという事実があるのに、また同じ道路をつくるということで、豊田市側でいえば、東海環状で、もう下にくぐるとか、上に行くというのは難しいのかなというふうに思いますけれども、そこら辺の考え、お聞かせください。

事務局

基本的に、今、岡崎の方から来る道路、要はこのあたりにかなり住宅団地の開発がございまして、非常に困っているという話がありました。

実は、この道路計画自身も、岡崎の方からアプローチがございまして、どうだという話で動き出したものでございます。

この道路については、今、委員がおっしゃられるように、本当はこれを抜くと一番効果が高いと思いますが、残念ながら、ここにとんでもない大きな道路がございまして、ここが擁壁で、物理的に今、抜けない状態になっております。

当時、抜けるような計画で計画しておければ、また別の話だったんですが、今、そこをやるうとすると、実際できるかどうか、調査をしっかりとわからないというところなんです。交通量的にも、今、9,000台強の交通量、平成37年で想定してございまして、十分、このT字交差で、左右で分かれて処理できるということで、交差点の交通解析もやらせていただいた上で、計画をさせていただいております。理想形はこれなんですけれども、これでも十分対応が可能だということで、説明会の方も、地元の方も了解していただいております。

伊豆原会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

事務局

すみません。今、6月2日の日に、先ほど、岡崎の都計審ということだったんですが、ちょっと、すみません、岡崎の都計審は昨年9月に終わっておりまして、豊田市の地元調整でちょっと手間取って、私どもの方の都計審が必要になってしまったというところで、申しわけありません。花園の方と、ちょっと混同しておりました。

伊豆原会長

はい、わかりました。修正しておいてください。

そしたら、私から一つだけ。

私が思うのは、梅坪堤線というこの都市計画道路ですね。これは、豊田市にとって、ある意味では、豊田市の命運みたいなところがあると思います。

もう少し北まで行くと、ずっと都心までつながってくる道路であり、なおかつ、西の方へ行きますと、三好をぐるっと回りまして、いわば環状の形をつくっている道路なんですね。

そこで、ここへ接続せざるを得なかったということは重々わかりますが、そういう意味でいくなれば、梅坪堤線を強化するような、または、逆に言えば、梅坪堤線への交通をどこかでうまく分散するようなことも、将来的にもお考えいただいてないと、この図だけ見ていると、私はそういう危惧をします。

南からT字で接続して、北の方の都心へと、トヨタ本社の横をほとんど通ってますので、そういった交通の流れとか、それから外環状、内環状との関係も全部絡んでくるのではないかという気がいたします。ぜひ、そこら辺りを、これからの豊田市のことを考えていくと、梅坪堤線に関連する交差点の容量を上げるとか、何らかの形で梅坪堤線の交通機能が保てるようなことをお考えいただきたいという気がいたします。

そういう意味で、先ほどの断面で北から来た場合は、いわゆる左折車線はおつくりにならないのかどうか。交差点は先ほど、右折レーンはおつくりになっていますが、梅坪堤線の、いわゆる直進性を確保するということを考えると、北からの左折レーンは、直進と左折が1車線なんですね。シミュレーションなどから大丈夫だというご検討をいただいていると思いますが、ぜひ梅坪堤線の機能というのをよくお考えいただいて、ほかの交差点も含めて、整備していただけたらと思います。

はい、どうぞ。

中根委員

下山にトヨタ自動車テストコースを含む施設をつくるということで、おいおい、この審議会にも道路にかかわる審議のものがたくさん出てくるというふうに思っております。

そして、ここに1本、矢作川に新しく橋がかかるということの意味は、いろんな意味があるというように私は思うんですけども、これは岡崎の市議会議員に聞くと、これはもうずっと以前からの懸案事項であって、ぜひ豊田の方でお願いしたいと、私もお話しする

ことがあります、これはこれでやぶさかではないんですが。

実は、豊田市が、いわゆるトヨタのものづくりをしている側から見て、下山のテストコースに向かうルートとしましては、非常に限られたルートしかないということですので、恐らくこれも、本社が少し南へ南下しなきゃいかんということはあるんですが、実は、右の方に桑原というところがあるんですけれども、あそこから行きますと、すぐ奥殿というところに入っていきます。奥殿陣屋からまっすぐ行きますと、最短距離で、実は蕪木というところへ出て、一番近いと言うんですか、そういうルートになるように、私は思っています。

当然、豊田市としましては、301号を含め、いろんな道をこれからも整理していくことになると思いますが、西三河全体から見るとということになると、このルートも非常に重要なルートになるというふうに思われます。

なお、岡崎市内からは、むしろこの橋ができることによって、桑原から上がってくる、いわゆる花桑線の重要度が増すのではないかというふうに思うんですけれども。

そうしますと、このルートで行きますと、本来ですと、豊田岡崎線で赤い線が入っております、字が入っております。あれをまっすぐ、細川小学校よりも上の信号にすれば、それが叶うわけですけれども、都市計画決定が岡崎できているという話でございますので、いまさらそれは申し上げても仕方ございませんが、むしろこのものをつくることによって、この新香山中学、あるいは北斗病院を中心とするこの辺が非常に、もっと混むんではないかという、私は推測をするんですけれども。

岡崎側としては、そういうことについてのコメントとか、いろいろ協議をされる中で、そういうお話なんかは出ていないでしょうね。

伊豆原会長

はい、お願いします。

事務局

今、中根委員がおっしゃったように、この先ずっと、蕪木の方に行く道路の、市道と県道になるんですけれども、実は、この橋は、かなり以前から話題にはあがっていたんですね。

そうこうするうちに、先ほどの下山の方の話が出てまいりまして、岡崎の方と話している中では、この道路を豊田市がやる、ここに橋をかける意味は、一つは先ほどの連絡道路にも使えるだろうということで、この岡崎の方の接続をどういうふうにするんだということについては、今後、お互い、協議していきましょうという話を、今、させていただいておるところでございます。

全くこちらの開発を抜きにして、ここだけよければいいということで進んでいるのではないということで、まだ結論は出ておりませんが、そういう、お互いのつもりで動きつつあるというところをお願いしたいと思います。

伊豆原会長

よろしいでしょうか。

大変重要なところを指摘いただきました。こういった市境のところは、そういうお互いの町の状況をよく理解し合うというのが、随分、大切なところでございます。ぜひこれからは岡崎市の方とも調整していただいて、うまい、使い勝手のような形をつくっていただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、議論も尽きたと思います。そういう意味で、この4号議案の2「豊田岡崎線」についてと、それから4号議案の3「梅坪堤線」についての変更について、新規と変更ですね、について、原案どおり承認することにご賛成の方、挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

それでは、挙手全員で、原案どおり承認することに決定したいと思います。どうもありがとうございました。

これで、本日用意されておりました議案については、皆様のご承認をいただきましたので、議事を終了させていただきます。

慎重なご審議、大変ありがとうございました。

それでは、事務局の方にお返しいたします。

きょう承認いただきました議案については、先ほど、諮問と付議事事項をいただきましたので、市長へご報告させていただきたいと思います。よろしくお返しいたします。

それでは、事務局の方にお返しいたします。

8 その他

事務局

ありがとうございました。

今回の審議会は、これで終了となりますけれども、審議会全般を通じて、ご質問やご意見等がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしかったですか。恐れ入ります。

それでは、ありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を、都市整備部長の山田より申し上げます。

9 閉会の言葉

山田都市整備部長

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたります慎重審議、まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成21年度第1回目の豊田市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

事務局

それでは、連絡事項が2点ほどございますので、お時間をいただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、今後の審議会の開催予定でございます。

本日お配りしましたお手元の資料の4枚目に、平成21年度豊田市都市計画審議会開催案件予定表という表がございます。こちらを見ていただきますと、本日、第1回審議会、5月29日。第2回目が、もう既に日程が決まっております、8月26日水曜日、同じ時刻、場所ということになっております。

ことは、非常に案件が多くて、今のところ、予定では4回ほど、この審議会開催予定でございます。3回目は、12月、そして4回目は2月というふうで予定しております。ただ、まだ日程の方、3回、4回目につきましては、今後、また決定次第ご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

それぞれ内容については、今、予定している内容につきましては、こちらの方の予定表どおりでございます。

実は、景観の関係でございますけれども、第4回目の2月の審議会に入ってくるかと思っておりますが、現在、豊田市の景観計画に基づきまして、景観の重点地区ということで、足助地区を重点地区で指定しようという形で進んでおりまして、そちらの方がこの、今年度の3月議会に向けて、この足助の方の景観の条例等を制定していきたいということで、そちらの方の報告事項という形になってくるかと思っております。この第4回目の審議会の場でご報告させていただきたいというふうになっておりますので、またよろしく願いいたします。

それと、続いて、2点目でございます。

本日の会議録の署名でございますけれども、会議録につきましては、事務局の方で元原稿を作成いたしまして、まず、出席委員全員の方々に送付させていただきますので、ご自分の本日の発言内容等をご確認いただきまして、不正確な用語などがございましたら、事務局にご連絡いただきたいと思います。

そして、委員の皆様全員に確認していただいた後、事務局が指摘された箇所を修正いたしまして、本日の会議録署名者であります岩城委員、小島委員、そして、伊豆原会長に署名をしていただきますので、よろしく願いいたします。

報告、連絡事項は以上でございます。

本日は、長時間にわたりご審議いただき、お疲れさまでございました。

これをもちまして、すべて終了させていただきます。

ありがとうございました。

(閉会時間 午後3時40分)

会議録署名者 議長 _____ 印

委員 1 _____ 印

委員 2 _____ 印